

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～同30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

慎重さ+余裕+思いやり運転を
事故を起こさない・起こさせない運転をしましょう。



夕暮れ時は、死亡事故が多発

車を運転する人は、早めのライトの点灯を心がけましょう。他の車両の交通の妨げになるとき以外は、基本的にライトは上向き(ハイビーム)にすることで、歩行者や自転車を早期に発見できます。

歩行者や自転車の人は、自分の存在を自動車に知らせることが大切です。反射材を着用すると運転手からの視認性が約2倍に高まります。

右折時の事故

5月に大津市で起きた園児を巻き込む事故をはじめ、交差点での右折車と直進車の衝突事故が増えています。直進するとき、「右折車が曲がってくるかもしれない」など、危険予測をしながら運転しましょう。右折するときも「直進車が行くまで待とう」と、余裕を持った運転を心がけましょう。

問い合わせ先

県交通対策課 ☎ 30-6134、FAX24-5211

湖東定住自立圏(彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との広域連携)の具体的な取り組み

観光振興と交流促進

湖東圏域の魅力を生かすため、圏域を縦断する近江鉄道や中山道などの街道などを基軸としたエコな観光に着目し、びわこ湖東路観光協議会などを核にして、滞在を目的とした「着地型の観光振興」による交流人口(地域を訪れる人の数)の増加や滞在型観光を目指します。

レンタサイクル事業

圏域内の近江鉄道の各駅や観光施設などで自転車の乗り捨てができるレンタサイクル「めぐりんこ」を設置し、来訪者の利便性向上と、自転車でさまざまな観光スポットを巡ってもらうことによる滞在時間の延伸を図る取り組みを行っています。



駅を起点としたレンタサイクル拠点を整備することにより、公共交通機関や自転車を活用した、スローでエコな観光を提案しています。

びわこ湖東路観光協議会事業

湖岸から城下町、門前町、農村平野部、山間部までコンパクトに収まる湖東地域の豊富なロケーションを生かし、さまざまな観光資源、名所、穴場スポットを自転車で巡るガイド付きのサイクルツアーを実施しています。

▼今後のサイクルツアー予定

テーマ	催行日	分類	定員
グルメ	令和元年10月14日	半日	10人
未定	令和元年10月26日	半日	10人
戦国	令和元年11月9日	1日	20人
スカーレット	令和元年11月30日	半日	10人
発酵	令和2年3月7日	半日	10人
ゴースト	令和2年3月21日	1日	20人

<第1回 古路で参る多賀参道>

中山道を通り多賀大社への参拝に使われていた多賀道を通るルート。道中、数百年前から設置されている「丁石」達を辿り、歴史に思いを馳せながら多賀大社へ向かいます。昔の参拝に使われていた道を辿りながら、現代との違いや、たどってきた歴史を紐解いていくサイクルツアーを実施しました。

問い合わせ先

県観光企画課 ☎ 30-6120、FAX24-9676



下水道 見えない仕事に 金メダル

2019年度 下水道推進標語



数字で見る彦根市の
下水道の整備状況(前年度比)

- ▶ 供用面積は32ha増加しました
- ▶ 供用区域内人口は1,749人増えて94,555人になりました

	平成30年度末 ※○内は前年度	
下水道普及率	83.7%	(82.5%)
供用面積	2,260.2 ha	(2,228.2 ha)
供用区域内人口	94,555 人	(92,806 人)
供用区域内世帯	40,449 世帯	(39,158 世帯)
水洗化人口	85,018 人	(83,267 人)
水洗化世帯	36,364 世帯	(35,131 世帯)
人口水洗化率	89.9%	(89.7%)

彦根市の下水道整備

下水道は、私たちの暮らしを健康で快適なものにし、河川や琵琶湖の水質を守るためにも欠かせない施設です。

市の公共下水道は、昭和56年度から事業に着手し、人口が多い市街地や下流域から順次整備を進めてきました。平成30年度末現在の下水道普及率は83.7%で、全国平均78.8%(同29年度末現在)を若干超えている一方、滋賀県平均89.7%(同29年度末現在)と比べると、まだまだ低い状況です。

これは、琵琶湖東部浄化センターの供用開始(平成3年)が湖南中部や湖西の浄化センターに比べて遅かったことと併せ、昨今の厳しい財政状況から、事業費の縮減を余儀なくされているためです。

現在、未整備になっている地域の皆さんにはご迷惑をおかけしていますが、今後の財政事情を見据えつつ、市全体のバランスにも配慮しながら整備を進めていきますので、ご理解をお願いします。

排水設備工事は彦根市指定下水道工事店で

市の指定下水道工事店ではないのに、皆さんの家庭に下水道を使うための排水設備工事の営業に行く業者がいます。

市に無届けで工事を行い、後でトラブルになるケースがあります。市が排水設備の清掃や修理などを業者に委託することはありませぬので、ご注意ください。

業者が市の指定下水道工事店かどうか分からない場合は、県上下水道業務課にご確認いただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

井戸水を使用している人へ

井戸水を公共下水道に流している場合は、使用状況により排水量を認定しています。井戸水や、上水道の使用形態を変更された場合や使用人数が変わった場合は、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターに届け出をお願いします。※県市民課、支所、各出張所での住所異動などの届け出とは連動していません。

問い合わせ先 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎ 27-2802、FAX27-2803

下水道の汚水ますに
木の根が侵入していませんか

下水道の公共汚水ますと、利用者が設置、利用している宅内ますに木の根が侵入して、下水が流れないことがあります。

利用者には宅内ますの定期的な清掃をお願いしていますが、併せて公共汚水ますに異常がないか確認をお願いします。

異常があった場合は県下水道建設課にご連絡ください。※宅内ますの清掃は利用者負担になります。

問い合わせ先 県下水道建設課 ☎ 22-5458、FAX22-5433



下水道管に雨水が
流れ込まないようにしましょう

市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に処理する分流方式で、下水道管は汚水の専用管です。公共下水道の汚水管へ流せるものは、トイレ・台所・風呂などの汚水のみで、雨どいなどからの雨水は流すことができません。

雨水を流すと、次のような問題が発生することがあります。

▶ 台風などの大雨の際、道路上のマンホールや宅地内のますから汚水があふれたり、家庭から汚水が流れなくなることがあります。

▶ 多くの雨水が下水処理場に流れ込むため、汚水が処理できず、琵琶湖の水質を悪化させてしまうことがあります。

▶ 下水処理場で処理に要する費用が増えるため、下水道使用料の負担増につながる可能性があります。

各家庭の汚水管に雨どいなどが間違っつながっている場合や、汚水管などが老朽化して雨水が流れ込んでいる場合があります。公共下水道の汚水管へ雨水が流れ込まないように、家庭での維持管理を適切に行うことを心がけましょう。